

昭和四十四年法律第三十三号

行政機関の職員に関する法律

(定員の総数の最高限度)

第一条 内閣の機関(内閣官房及び内閣法制局をいう。以下同じ)、内閣府、デジタル庁及び各省の所掌事務を遂行するために恒常的に置く必要がある職に充てるべき常勤の職員の定員の総数の最高限度は、三十三万九千八百八十四人とする。

2 次に掲げる職員は、前項の職員に含まないものとする。
一 国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第二条第三項第一号、第二号及び第四号から第七号の四までに掲げる職員並びに同項第九号に掲げる職員のうち常勤の職員
二 宮内庁長官、侍従長、東宮大夫、式部官長及び侍従次長
三 自衛官
四 国際平和協力隊の隊員

第二条 内閣の機関、内閣府、デジタル庁及び各省の前条第一項の定員は、それぞれ政令で定める。
附則 (昭和五十二年五月二日法律第二十九号) 抄
この法律は、公布の日から施行し、昭和四十四年四月一日から適用する。

附則 (昭和五十九年八月二〇日法律第六十七号) 抄
この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (昭和五十九年八月二〇日法律第六十七号) 抄
この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五十九年八月二〇日法律第六十七号) 抄
この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成二十一年二月二二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る)、第千三百五十五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日
附則 (平成二十二年五月一九日法律第七〇号) 抄

附則 (平成二十二年五月一九日法律第七〇号) 抄
この法律は、平成十三年一月六日から施行する。

附則 (平成二十四年七月三十一日法律第九八号) 抄
この法律は、公布の日から施行し、改正後の行政機関の職員の定員に関する法律の規定は、平成十六年四月一日から適用する。

附則 (平成二十四年七月三十一日法律第九八号) 抄
この法律は、公布の日から施行し、改正後の行政機関の職員の定員に関する法律の規定は、平成十六年四月一日から適用する。

附則 (平成二十四年七月三十一日法律第九八号) 抄
この法律は、公布の日から施行し、改正後の行政機関の職員の定員に関する法律の規定は、平成十六年四月一日から適用する。

附則 (平成二十四年七月三十一日法律第九八号) 抄
この法律は、公布の日から施行し、改正後の行政機関の職員の定員に関する法律の規定は、平成十六年四月一日から適用する。

附則 (令和三年五月一九日法律第三六号) 抄
この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において、政令で定める日から施行する。

(政令への委任)
第六十条 附則第十五条、第十六条、第五十一条及び前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。
